

広島地方裁判所三次支部令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件

令和6年5月6日作成 広島地方裁判所三次支部 御 中

原 告 高野邦夫

被 告 国

被 告 福永孝

被告福永の意見書に対する原告の意見書

付 属 書 類

甲第13号証	写し1通
甲第14号証	写し1通

記

第一. 始めに

- 1.以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、訴外津田廣夫を単に廣夫、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を単に他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を単に他訴2、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を単に牛尾副検事、被告福永孝弁護士を被告福永、西山明簡易裁判所裁判官(平成29年当時)を西山判事という。その他の用語については随時補充するものとします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーし、貼付けしたものです。
- 2.処分通知書(甲第3号証)に対応する略式手続を「本件略式手続」という。

第二.被告福永の意見書に対する反論

- 1.福永意見書は答弁書以来、送致番号簿(甲第2号証)が真正に成立したものと述べるようである。そうであるなら、庄原警察署からの事件送致(刑訴246条)であれ、告訴事件(刑訴230条)であれ、処分通知書(甲第3号証)に対応する「西山判事名義の略式命令書」が存在しなくてはならないのである。
- 2.然るに法務省令(甲第5号証)の存在にも関わらず、今日に至るまで「廣夫の略式命令書」が存在しない。これは処分通知書(甲第3号証)が有印虚偽公文書(刑156条)である事の証左である。念の為に令和6年4月30日に広島地方検察庁に内容証明郵便(甲第13号証)を發し翌5月1日到達した。
- 3.詰まるところ「庄原警察署が事件送致した」というのが捏造事実であり、真っ赤な嘘となる。これらの事実と反する被告福永の主張に一片の真実もない。

↓福永答弁書2頁から抜粋↓

4 次に、①については、本件請求についての立証責任は原告にあるところ、本件別訴1において、被告福永が、広島県の代理人として証拠提出した甲2号証の庄原警察署作成の送致番号簿の記載の内容が虚偽であることの立証は何らなされていない。甲2号証の内容は事実であるから（甲2号証には、そもそも本件刑事事件が告訴事件か否かについて何ら記載はなく、罪名、被疑者名等及び本件刑事事件が庄原区検察庁に6月9日に送致されたことしか記載がなく、記載内容はいずれも事実である。）、原告の請求は認められない。
①最大の争点です

また、本件別訴1については、乙1及び2の判決書記載のとおり、広島県の代理人は被告福永だけでなく、広島県警の担当者が指定代理人となっているのであり、被告福永は、打ち合わせにおいて、指定代理人らから提示された庄原警察署作成の送致番号簿（甲2）を見て、全く不審な点がないことから提出し、それに基づいて主張を行ったのであり、被告福永の代理人としての行為に何ら違法性や過失は存在しない。

2.上掲の西山判事の事実認定が真実だとすれば、牛尾副検事が作成した処分通知書（**甲第3号証**）に対応する西山判事の「本件略式手続」が行われている筈である。何故なら、平成29年当時の庄原簡易裁判所裁判官は西山判事であったからである。

3. 西山判事の「本件略式手続」が行われのなら、**甲第8号証**のような「略式命令書」が存在しなくてはならない。これが存在しないとすれば「本件略式手続」は行われなかったという事になる。

4. 「本件略式手続」及び「略式命令書」が存在しない事は、西山判決（**甲第1号証**）が狂言裁判（出来レース）だとの結論となる（憲法32条違反の不法行為）。

☆憲法第32条〔裁判を受ける権利〕

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

5.上記の通りだとすれば、もとより処分通知書（**甲第3号証**）が有印虚偽公文書となり、「本件略式手続」の存在を前提とする裁判全てが無効の瑕疵を帯びる事になるが、ここでは詳述しない。

第三. 文書提出命令申立書(2)について

1.牛尾副検事の処分通知書（**甲第3号証**）によれば、訴外**廣雄**の傷害罪を（略式）起訴した事になっている。法務省令（被害者通知制度・**甲第5号証**）によれば当然に国=検察は**私**に対し**廣夫**の略式手続の結果を通知していなければならないのである。

2.国=検察はこれらをひた隠しに隠蔽したとしか考えられない。即ち七年近くも経過した今日に至っても、**廣夫**の略式手続の結果は欠片も**私**に知らされる事は無かった。これは処分通知書（**甲第3号証**）が無形偽造である事を意味し、無い袖は振れないのは道理なのである。

第四.総括・その他

1.全ては処分通知書(甲第 3 号証) に対応する廣雄の略式命令書が提出されれば済む
のです。

以上原告 高野 邦夫(コウノクニオ)